

自転車のスマホ・酒気帯び



奈良県警察

令和6年11月1日
道路交通法
改正

罰則強化



ながらスマホ

最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

これらも罰せられます

- ・自転車の提供者
3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金
- ・酒類の提供者
同乗者
2年以下の懲役又は
30万円以下の罰金